

# 平成 1 9 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 ( 第 3 号 )

平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日

議案、陳情に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 1 0 3 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 1 0 4 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 1 0 5 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 4 議案第 1 0 6 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 5 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 6 議案第 1 0 8 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 7 議案第 1 0 9 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 8 議案第 1 1 0 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 9 陳情第 1 9 号 国立病院の存続拡充を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第 1 0 陳情第 2 1 号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情
- 日程第 1 1 陳情第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情
- 日程第 1 2 陳情第 2 3 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情
- 日程第 1 3 陳情第 2 0 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
- 日程第 1 4 閉会中の継続審査について

議案上程

- 日程第 1 5 意見案第 2 0 号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書案について
- 日程第 1 6 意見案第 2 1 号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書案について
- 日程第 1 7 意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書案について
- 日程第 1 8 意見案第 2 3 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案について
- 日程第 1 9 意見案第 2 4 号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案について
- 日程第 2 0 苗畑跡地有効活用特別委員会委員の辞任について
- 日程第 2 1 苗畑跡地有効活用特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 決議第 3 号 廃棄物対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 1 議案第 1 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 追加日程第 2 議案第 1 1 2 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 追加日程第 3 議案第 1 1 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 追加日程第 4 議案第 1 1 4 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

## 平成 1 9 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 1 2 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 1 2 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日	午前 1 1 時 4 7 分

### 第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日	午前 1 1 時 4 7 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会議録署名議員	10番 中山美博
	11番 荻原達久

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	茂木利秋
係 長	茂木康生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副 町 長	中山 悟
教 育 長	高山佐喜男	総 務 課 長	古 越 敏 男
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	土 屋 敏 一
教 育 次 長 併任こども課長	荻 原 眞 一	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 4 回定例会会議録

平成 19 年 12 月 17 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀千恵子君) あらためまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る 12 月 7 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案・陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第 1 議案第 103 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長 (内堀千恵子君) 日程第 1 議案第 103 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘社会建設経済常任委員長。

(社会建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○社会建設経済常任委員長 (古越 弘君)

平成 19 年 12 月 17 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

社会建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第 103 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告をいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第103号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第103号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第103号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第2 議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘社会建設経済常任委員長。

（社会建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（古越 弘君）

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

社会建設経済常任委員長 古越 弘

## 委員会審査報告書

議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について  
本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

なお、委員会審議の中で、年金受給者が月額1万5,000円からの特別徴収、い  
わゆる年金天引きはすべきでないとの意見の反対意見がありましたことを付け加え  
て報告をいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第104号につい  
てを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第104号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第104号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第3 議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第3 議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補

正予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務文教常任委員長(柳澤嘉勝君) 議案書1ページをお開きください。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案について

(総務文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(内堀千恵子君) ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたが、本案については社会建設経済常任委員会にも付託してありますので、社会建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第105号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第105号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第105号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第4 議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計

補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第4 議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柳澤嘉勝 登壇)

○総務文教常任委員長(柳澤嘉勝君)

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました議案第106号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第106号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第106号 平成19年度御代田財産区特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第5 議案第107号 平成19年度御代田町国民健康保険事業  
勘定特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第6 議案第108号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第7 議案第109号 平成19年度御代田町簡易水道事業  
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第8 議案第110号 平成19年度御代田町公共下水道事業  
特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第5 議案第107号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第6 議案第108号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第7 議案第109号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第8 議案第110号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘社会建設経済常任委員長。

(社会建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(古越 弘君) 2ページをお願いいたします。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

委員会審査報告書

議案第107号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第108号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第109号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第110号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、社会建設経済常任委員長から報告がありました議案第107号から議案第110号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第107号から議案第110号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。



2. 件名 陳情第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を  
求める陳情

意見書を送付すべきである

3. 件名 陳情第22号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の  
改正を求める陳情

意見書を送付すべきである

4. 件名 陳情第23号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書  
採択についての陳情

意見書を送付すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、  
以上報告します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

社会建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀千恵子君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました陳情第19号を議題といた  
します。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第19号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第19号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第19号 国立病院の存続拡充を求める意見書採択を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

次に、陳情第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第21号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第21号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

次に、陳情第22号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第22号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第22号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第22号「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて陳情第23号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第23号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第23号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第23号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第13 陳情第20号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める

陳情について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 陳情第20号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

古越 弘社会建設経済常任委員長。

（社会建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（古越 弘君） 4ページをお願いします。

陳情審査報告書

#### 1 審査の結果

##### （1） 不採択とすべきもの

1. 件名 陳情第20号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情  
（12月7日の議会において付託）

理由 全国で既に2008年4月1日の施行に向け、広域連合・国・県・市町村・国保連合会・社会保険診療報酬支払い基金等関係する機関が、準備の最終段階を迎えている現状を勘案すると、いまここで中止・撤回を求める陳情を採択することは、更なる混乱を招きかねない。この制度には改善すべき問題もあるが、制度施行後、より具体的に改善を求める陳情をすることが妥当と考え、今回は不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

社会建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀千恵子君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、社会建設経済常任委員長から報告がありました陳情第20号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第20号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第20号については不採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第20号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第14 閉会中の継続審査について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第14 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

社会建設経済常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました請求のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

事務局長に朗読させます。

茂木利秋事務局長。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君) 5ページをご覧いただきたいと思います。

それでは朗読いたします。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

社会建設経済常任委員長 古越 弘

閉会中の継続審査について(請求)

陳情第24号 町道梨沢線支障木抜倒についての陳情については、12月17日(本定例会)までに報告すべきところ、会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行い、次の議会に報告することにしたいから、会

議規則第75条の規定により議会の議決を得るようお取り計らい願います。

記

1. 閉会中継続審査を必要とする理由

梨沢地区にとっては唯一の町道であり、ほかに迂回路等はなく、重要な路線であり、緊急性・危険性は認められる。ただし、当該箇所は民地であり、陳情のとおり施行することは、町内の他の区において不公平感を与えることがあるかないかを調査するため、継続審査とする。

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、陳情第24号 「町道梨沢線支障木伐倒について」の陳情については、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、陳情第24号 「町道梨沢線支障木伐倒について」の陳情については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

- - - 日程第15 意見案第20号 「国立病院の廃止・縮小・民営化に  
反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第15 意見案第20号 「国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

茂木利秋事務局長。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 6ページをご覧いただきたいと思います。

意見案第20号 「国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古越弘
賛成者	御代田町議会議員	武井武
		荻原達久
		朝倉謙一
		市村千恵子
		土屋実
		内堀恵人

平成19年 日 決

御代田町議会議長 内堀千恵子

「国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、  
地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案

国立病院は、がん、脳卒中、心疾患など、高度医療の実施とともに重症心身障害や筋ジストロフィー、神経難病、結核、災害医療、僻地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

政府は、国立高度専門医療センター（がんセンターなど6施設8病院）を2010年度に非公務員型独立行政法人化することを閣議決定し、08年度で中期計画が終了する国立病院機構（146病院）についても、09年度より非公務員化することを検討しています。

さらに、07年末までに国立病院を含むすべての独立行政法人を廃止・民営化・民間委託の対象として全面的に見直し、「整理合理化計画」を策定するとしています。

しかし、国民医療の現状は、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、公立公的病院の廃止・休止などによって、地域医療が崩壊しかねない状況にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっています。医師・看護師の配置についても、日本は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会（参議院）において、医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択されているところです。

また、08年4月から4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿）5事業（救急、

災害、僻地、周産期、小児)の医療連携体制を含む新たな都道府県「医療計画」がスタートすることになっており、国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることが求められています。地域医療と国立病院の充実について、下記の事項を要望します。

記

1. 国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。
2. 地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
3. 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。

とりわけ、小諸高原病院の精神保健指定医の確保をはかり、精神科救急体制を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
財務大臣殿  
総務大臣殿

以上でございます。

○議長(内堀千恵子君) 本案について、趣旨説明を求めます。

2番、古越 弘議員。

(2番 古越 弘君 登壇)

○2番(古越 弘君)

「国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案

意見案第20 「国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書」案に対する趣旨説明をいたします。

国立病院は、がん、脳卒中、心疾患などの高度医療の実施とともに、災害医療、僻地医療など民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

政府は、2007年末までに国立病院を含むすべての独立行政法人を廃止・民営化・民間委託の対象として全面的に見直し、「整理合理化計画」を策定しようとしています。しかし、医師や看護師不足による診療科・病院の閉鎖、全国220カ所を超える公立公的病院が廃止や休止などによって、必要な医療を受けることができなくなるなど、地域医療が崩壊しかねない状況が広がってきております。

2008年4月からは、県によるがん、脳卒中などの4疾病、救急災害などの5事業の医療連携体制を含む医療計画がスタートすることになっており、国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることが求められています。いつでもどこでも、だれもが安心して医療が受けられるよう、国立病院が地域医療によりいっそう貢献できる要因となるよう国の責任を果たすよう、政府に意見書を提案する次第であります。どうか、慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第20号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第20号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第16 議案第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の

制定を求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第16 議案第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

茂木利秋事務局長。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 8ページをご覧ください。

意見案第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古越弘
賛成者	御代田町議会議員	武井武
		荻原達久
		朝倉謙一
		市村千恵子
		土屋実
		内堀恵人

平成19年12月 日 決

御代田町議会議長 内堀千恵子

深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書（案）

いま、全国で医師不足によって地域の病院や診療科が閉鎖され、必要な医療が受けられない事態が発生している。特に産科や小児科、救急などを受け入れる病院が減っている。出産を扱う病院・診療所は、2002年が6,398カ所あったのに、2006年は3,063カ所に減り、出産に携わる医師も4分の3に減少している。また、救急告知医療施設は2001年3月に5,076カ所あったのに、2006年3月には、4,644施設に減少している。長野県内においても、医師不足によって出産を扱う病院が減り、地域で分娩ができないという事態が各地で起きている。

こうした中で、病院に働く勤務医の労働実態も深刻となっている。ほとんどの医師が宿直明け後も勤務しており、最長の連続した勤務時間の平均は、36時間にも及び、6割の医師が職場を辞めたいと考えていることなどが報道されている。このまま医師不足を放置すれば、国民の医療は大変な事態となるのは明白である。

国は医師不足の実態とその原因を明らかにし、緊急に対策をとることが求められている。

医師不足の原因は、政府がとってきた医療費抑制政策にある。医療施設で働く医師数は、約25万9,000人(2004年)。人口1,000人当たり2.0人で、OECD加盟30カ国中27位であり、OECD平均と比べると、12万人も少ない人数である。

厚生労働省の「医師の需給に関する検討会報告書」(2006年7月)では、「医師の絶対数は不足していないが、偏差が問題」としているが、これには医師の過酷な勤務実態や地域の実情が反映されていないばかりか、我が国の医師政策の十分な検証も行われていない。また、政府の「新医師確保総合対策」も、「医師の不足が特に深刻と認められる」10県などへの養成数の上乘せで、最大10年という暫定措置となっており、緊急対策は極めて不十分なものである。

よって、国においては、医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るために、医師確保に向けた必要な法律を制定することを求めるものである。当面、この間の削減数を戻し、医学部の定数を最高時(8,360名=現在より735名増)まで増やすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

御代田町議会

提 出 先 内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
財 務 大臣殿  
文部科学大臣殿  
総 務 大臣殿

以上です。

○議長(内堀千恵子君) 本案について趣旨説明を求めます。

2番、古越 弘議員。

(2番 古越 弘君 登壇)

○2番(古越 弘君) 意見案第21号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

いま、全国で産科や小児科、救急などを受け入れる病院が、医師の不足などによって、病院や診療科が閉鎖され、必要な医療が受けられない事態が発生しています。長野県内においても、医師不足によって出産を扱う病院が減り、地域で分娩ができない事態が各地で起きています。このまま医師不足を放置すれば、県民の医療は大変なことになります。医師不足の実態と原因を明らかにし、緊急に対策をとることが求められています。

政府は、医師が増えると医療費が増えるという考え方から、医師の養成を削減してきました。医師不足問題の解決には、医師の絶対数を増やすこと、過酷な医師の過密労働を改善すること、そのための法律の制定、予算措置が必要です。医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るための医師確保に向けた必要な法律を制定することを求めるため、政府に意見書を提出する次第であります。どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明とします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第21号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第 2 1 号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 1 7 意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」  
の改正を求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 7 意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

茂木利秋事務局長。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 1 0 ページをご覧ください。

意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提 出 者 御代田町議会議員 古 越 弘

賛 成 者 御代田町議会議員 武 井 武

荻 原 達 久

朝 倉 謙 一

市 村 千 恵 子

土 屋 実

内 堀 恵 人

平成 1 9 年 1 2 月 日 決

御代田町議会議長 内堀千恵子

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書（案）

いま、看護の現場は、平均在院日数の短縮などによって、業務量が大きく増え、かつてないほど過酷な勤務実態となっており、離職が相次ぐなかで、看護職員不足が深刻な問題となっている。看護職員の確保に関しては、「看護師等の人材確保の

促進に関する法律」及び「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」によって定められているものの、1992年の制定から既に14年の歳月が経過し、看護を取り巻く状況も大きく変化してきている。看護職員の離職を防止し、働き続けられる職場をつくるためには、現行法の実効ある見直しが必要となっている。現行法を、月8日以内夜勤をはじめ夜勤等に関する最低規制を法律本体に盛り込み、強制力を持たせて実効性を担保すること、「基本方針」を「看護職員確保計画」に改めて、看護師確保を計画的にすすめる仕組みをつくること、看護師養成数を拡大することなどが必要である。

第166回通常国会においては、「1、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。2、看護職員の配置規準を、夜間は患者10人に対し1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上とすることなど、抜本的に改善すること。3、夜勤日数を月8日以内に規制するなど、『看護職員確保法』等の改正をすること。」の請願が全会一致で採択されている。

よって、国においては、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正すること及び「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を全面的に改正し、「看護職員需給見通し」と統合して、国と都道府県が策定する「看護職員確保計画」に改めることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
財務大臣殿  
文部科学大臣殿  
総務大臣殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、古越 弘議員。

（2番 古越 弘君 登壇）

○ 2 番（古越 弘君） 意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

いま、看護の現場では、平均在院日数の短縮などによって業務量が大きく増え、過酷な勤務実態にあります。仕事に追われ、満足な看護もできないジレンマの中で離職が相次ぎ、看護師不足が深刻な問題となってきました。医療事故を無くし、安全でゆきとどいた看護を実現するためにも、看護師を増やし、労働条件を改善し、いきいきと働き続けられる職場をつくるのが緊急な課題となっています。国民が安心して医療が受けられ、すべての人々が健康と福祉を享受する権利を保障するため、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求めるために、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重に審議のうえ、可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第 2 2 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第 2 2 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 1 8 意見案第 2 3 号 保険でより良い歯科医療の実現を

求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第18 意見案第23号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

茂木利秋事務局長。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 12ページをご覧ください。

意見案第23号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者 御代田町議会議員 古越 弘

賛成者 御代田町議会議員 武井 武

荻原 達久

朝倉 謙一

市村 千恵子

土屋 実

内堀 恵人

平成19年12月 日 決

御代田町議会議長 内堀千恵子

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されています。その結果として、医療費を抑制する効果があることが、兵庫県歯科医師会等で実証されています。

しかしながら、公的医療費の抑制により、患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっています。国民は患者負担を減らしてほしいと切望しています。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は、過去3回続けて引き下げられ、保険でより良く噛める入れ歯をつくることや、歯周病の治療・管理をきちんとする

ことがむずかしくなっています。そのうえ、歯科では過去30年にわたり新しい治療法がほとんど保険に取り入れられていません。「保険のきく範囲を広げてほしい」、これは患者・国民の一番の願いです。

よって、国及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善し、安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣殿  
財務大臣殿  
厚生労働大臣殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について、趣旨説明を求めます。

2番、古越 弘議員。

（2番 古越 弘君 登壇）

○2番（古越 弘君） 意見案第23号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

歯や、口腔の機能が、全身の健康・介護・療養場の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の研究などで実証されています。

しかし、歯科医療の効用を生かしきるための歯周病の治療や、より良く噛める入れ歯をつくることが、保険の対象になっていないことなどから、保険のきく範囲の拡大という国民の要望にこたえられない状況に置かれています。

こうした状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行しかねません。患者負担を増加させることなく、保険でより良い歯科診療を確保することができるよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか、慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第23号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第23号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第19 意見案第24号 後期高齢者医療制度の見直しを求める

意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第19 意見案第24号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

茂木利秋事務局長。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 14ページをご覧ください。

朗読の前に訂正がありますのでお願いいたします。

15ページですが、標題ですが、後期高齢者医療制度の「の」を追加してください。それから下の方になりますが、下から11、中ほどになりますが、以上、地方

自治法の前に、「後期高齢者医療制度の見直しをも」とありますが、「も」を削除していただきたいと思います。

それでは朗読いたします。

意見案第24号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年12月17日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 武井武

平成19年12月 日 決

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書(案)

2008年4月より実施予定の後期高齢者医療制度は、老人保健制度に代わる新しい制度で、75歳以上の後期高齢者や65歳以上の障害者(1級～3級)が対象で、すべての対象者が個人加入となり、保険料を納めることとなります。

また、2年ごとに保険料の見直しが行われ、医療費が増えたり、後期高齢者の人口が増加するにつれて、自動的に保険料が上がる仕組みとなっています。

新たな保険制度を国が実施するのであれば、高齢者や障害者の負担と厳しい財政状況にある地方自治体の負担分を軽減し、国の責任において財政措置を講じるべきであります。

よって、この後期高齢者医療制度の見直しを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 月 日

御代田町議会

提出先 衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

財務大臣殿

厚生労働大臣殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、市村千恵子議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 意見案第24号の後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

2008年4月より、75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度が実施されようとしています。この制度は、これまで保険料の負担がなかった扶養家族を含めて75歳以上すべての高齢者から保険料を徴収する、月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から天引きとなる、保険料滞納者には、これまで国保では対象から除外されていた資格証明書を発行し、窓口で医療費全額の負担となる。75歳以上を別立ての診療報酬（医療保険から医療機関に支払われるもの）であります。この設定や、さらには70歳から74歳の窓口負担の1割から2割に引き上げ、これは1年間凍結となっておりますが、1年後には実施となります。65歳から74歳の国保料も年金から天引きされることが予定されています。

今議会で、この後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情が提出され、社会委員会で審議されました。結果は3対3の同数となり、委員長採決で否決となりました。理由は、先ほどにもありましたように、改善すべき問題ではあるけれども、この段階に来ての制度の中止・撤回というのは、更に担当する現場を混乱させるというものでありました。委員の皆さんからも、見直しということならわかるがというご意見もありました。

政府も保険料徴収の凍結を言い出しましたが、対象は新たに保険料負担をする人だけです。国民健康保険に入っている人については、予定どおり来年4月から保険料が徴収されます。また、保険料は2年ごとに改定され、対象者が増えたり、医療費の増加により値上げされます。保険料は最初10%ですが、高齢者の人口が増えるのに応じて、後期高齢者の保険料の割合も自動的に引き上げる仕組みとなっております。

この間、高齢者は公的年金等控除の縮小、老齢者控除の廃止などで、急激な負担増となっております。地方自治体においては、地方交付税の削減で財政が大変厳しい状況にもあります。

こうした中、政府において高齢者や地方自治体の負担を抑え、国庫負担を増額し、国の責任でだれもが安心して受けられる医療制度を確立するため、後期高齢者医療制度の見直しを求めるため、意見書を提出する次第であります。

どうか、慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第24号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第24号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩といたします。

（午前11時03分）

（休憩）

（午前11時17分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第20 苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の辞任について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第20 苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、朝倉謙一議員、市村千恵子議員、内堀恵人議員の退場を求めます。

(朝倉謙一議員・市村千恵子議員・内堀恵人議員 退場)

12月14日、朝倉謙一議員、市村千恵子議員、内堀恵人議員から、苗畑跡地有効活用特別委員会の委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、朝倉謙一議員、市村千恵子議員、内堀恵人議員の苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

(朝倉謙一議員・市村千恵子議員・内堀恵人議員 入場)

- - - 日程第21 苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の選任 - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第21 苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、柳澤 治議員、土屋 実議員、柳澤嘉勝議員を選任したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま選任しました柳澤 治議員、土屋 実議員、柳澤嘉勝議員を、苗畑跡地有効活用特別委員会の委員に選任することに決しました。

- - - 日程第22 決議第3号 廃棄物対策特別委員会の設置について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第22 決議第3号 廃棄物対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

廃棄物処理等に関する諸対策を審査・調査・研究するため、6名の委員をもって構成する廃棄物対策特別委員会を設置したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、決議第3号 廃棄物対策特別委員会の設置については、6名の委員をもって設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、荻原達久議員、朝倉謙一議員、市村千恵子議員、内堀恵人議員、武井 武議員、古越 弘議員の6名の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を、廃棄物対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩といたします。

(午前11時21分)

(休憩)

(午前11時23分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、順次、各特別委員会の構成について、報告を願います。

苗畑跡地有効活用特別委員会委員 柳澤嘉勝議員。

(6番 柳澤嘉勝君 登壇)

○6番(柳澤嘉勝君) それでは、ただいま別室におきまして、苗畑跡地有効活用特別委員会の委員の構成を決めましたので、報告いたします。

委員会の委員長には、中山美博議員が選任されました。

副委員長には、笹沢 武議員が任命されました。

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 次に、廃棄物対策特別委員 武井 武議員。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） それでは廃棄物対策特別委員会の委員会構成について、ご報告を申し上げます。

ただいま別室におきまして、委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行いました。

その結果、委員長に朝倉謙一議員

副委員長に荻原達久議員をあてることに決しました。

報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、各特別委員会からの報告を終わります。

ただいま町長より議案 4 件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 1 号を追加日程第 1、議案第 1 1 2 号を追加日程第 2、議案第 1 1 3 号を追加日程第 3、議案第 1 1 4 号を追加日程第 4 とし、議題とすることになりました。

- - - 追加日程第 1 議案第 1 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 追加日程第 1 議案第 1 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは追加日程、議案書の 1 ページをご覧いただきたいと  
思います。

議案第 1 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につ  
いて

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成19年12月17日

御代田町長

2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

提案理由の説明をいたします。

本年8月8日、人事院勧告がなされました。その概要は、公務員と民間の給与比較において、公務員の月例給、特別給、特別給というのは期末勤勉手当でございます。のいずれも、民間を下回っていることが明らかになり、その公務員の月例給を、今年4月から0.35%改定するものです。国、全国平均で0.35ですが、御代田町には地域手当というものがございませんので、実質0.1%以下になると思います。給料表については、若年層に限定して引き上げる改定を行い、中高年齢層については、据え置く内容でございます。給料表の増額改定については、6年ぶりの改定であります。

それに合わせまして、子等にかかる扶養手当の引き上げ及び特別給の勤勉手当については、0.05月引き上げるなどの勧告内容で、今年10月30日閣議決定されました。この勧告によりまして、国・県に準じて当町の一般職の職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

条例第14条第1項、扶養手当については、少子化対策推進にも配慮して、子等にかかる支給月額を500円引き上げるものでございます。改正前については、配偶者のあるなしについて、配偶者のある者は2人目まで月6,000円でしたが、配偶者のない人は6,500円、500円の差があったわけでございますが、これを同額にするものでございます。

第15条第1項については、支給要件の字句の一部改正、給料については民間給与との差額格差を埋めるため、この表1-9、御代田町でいいますと、主事でありましたが、1.1%、2級、主任、0.6%。3級、主査、0.0%を改定するもので4級以上、係長以上については、改定がありません。

これらについては、4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

第30条第1項第1号は、勤勉手当の支給率を0.05%引き上げるものであります。これにつきましては、一般職員、係長以下でございますが、100分の72.5

を77.5、特定幹部職員、補佐、課長であります、100分の92.5を97.5に改めるもので、12月1日より適用するものでございます。

続きまして4ページをお願いしたいと思います。

4ページの第2条では、一般職員、係長以下ですが、100分の77.5を100分の75、特定幹部職員を100分の97.5を100分の95に改めるものでございます。これについては、平成20年4月1日より適用するものでございます。

勤勉手当0.05というのは、6月は既に支給してありますので、本来ですと、6月に0.025、12月に0.025を、本年に限っては12月について0.05、20年については、6月、12月にそれぞれ0.025引き上げるものでございます。

あとで、追加日程の予算書でも出てきますが、今人事院勧告を実施することによりまして、当町の給料、該当者121人中29人が該当します。この引き上げ額が43万6,000円。29名で43万6,000円でございます。手当については55人で32万5,900円。勤勉手当については、120人が該当し、203万9,068円。合計304万8,829円の増額補正となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第111号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第111号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例案については、原案のとおり決しました。

- - - 追加日程第2 議案第112号 平成19年度御代田町一般会計

補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 追加日程第2 議案第112号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の6ページをお願いいたします。

議案第112号 平成19年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,696万4,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ54億5,280万6,000円とする。

2、歳入・歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、第1表歳入・歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

今回の補正予算につきましての主な内容について、事前にご説明を申し上げます。先ほど総務課長の方から説明がございましたけれども、まず給与関係といたしまして、平成19年度の人事院勧告、それから人事異動等に伴います増額と減額、それから台風9号災害の時間外勤務手当等の増、それから理事者の給料等の減額分でございます。まずこれが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、12月7日に局地激甚災害の指定見込みということがございまして、委託料等を精査いたしましたところ、不足が生じたということ、それからその後、事業費の増加がございました。ということで、災害関係によるものでございます。

それから3点目ですけれども、児童手当の不足分ということで、以上申し上げました3点が今回の補正予算の内容でございます。

それでは3ページをお願いいたします。

歳出、款、項です。

まず、1の議会費ですけれども、議会費につきましては、主に人事院勧告分でございます。

それから2の総務費につきましても、主に人事院勧告分、特に項1の総務管理費につきましては、人事院勧告分とそれから理事者等の給与の減額分でございます。

款3の民生費の項1の社会福祉費につきましては、人事院勧告分でございます。

項2の児童福祉費。これにつきましては、児童手当分といたしまして、22万円の増額。その他につきましては、人事院勧告分及び異動等に伴います減額でございます。

款4の衛生費、それから款6の農林水産業費、款7の商工費、款8の土木費につきましては、主に人事院勧告分と異動等によるものでございます。

款10の教育費です。款10の教育費の1の教育総務費ですけれども、この教育総務費につきましては、主に人事院勧告分及び教育長、特別職の給与の減額分ということでございます。

項2から項5につきましては、主に人事院勧告分及び異動等によるものでございます。

款11、災害復旧費。災害復旧費につきましては、先ほど申し上げました。それで項1、農林水産業施設災害復旧費。設計委託料で1,320万円、工事費で900万円の増額でございます。

款14の予備費。項1の予備費。予備費につきましては、歳入・歳出を調整させていただきまして、473万2,000円の減額でございます。

歳出の合計といたしまして、補正額で1,696万4,000円。合計で54億5,280万6,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

起債の目的、農地農林施設災害復旧事業債ということで、先ほど説明いたしました災害の関係で、250万円ほど増額になったと。この関係の補正でございます。

以上でございます。

申しわけございません、済みませんでした。入を落としました。申しわけありません。

もう一度2ページにお戻りください。申しわけございません。

第1表の歳入・歳出予算補正ということで、歳入についてご説明を申し上げます。

款14、国庫支出金でございます。項、国庫負担金、この内容ですけれども、補正額で1,441万円の増額でございます。児童手当関係分といたしまして、11万円、それから農地農林施設災害復旧費といたしまして、1,430万円の増額でございます。

それから款15、県支出金。項1の県負担金。54万円の増額でございます。これは児童手当の関係分でございます。

款21、町債。項1の町債。250万円の増額でございます。これにつきましては、農地農林災害復旧事業債250万円分でございます。

歳入の合計で補正額の合計ですけれども、1,696万4,000円。全体の合計で54億5,280万6,000円でございます。

どうも申しわけございませんでした。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第112号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 1 1 2 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案については、  
原案のとおり決しました。

- - - 追加日程第 3 議案第 1 1 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 追加日程第 3 議案第 1 1 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水  
道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） それでは議案書の 7 ページをお願いしたいと思います。

議案第 1 1 3 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算につつま  
してを説明してまいりたいと思います。予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につつましては、  
人事院勧告によるものでございまして、歳入・歳出予算の総額に変更のないもので  
ございます。

2 ページの歳出で説明申し上げます。

款 1 の経営管理費。総務費、項 1 の総務費ですが、人事管理経費で 3 5 万  
4, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

予備費は、これを相殺するものでございまして、補正額では 0。計 1 億 1, 2 8 5  
万 9, 0 0 0 円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 1 3 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第113号 平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案については、原案のとおり決しました。

- - - 追加日程第4 議案第114号 平成19年度御代田町公共下水道事業  
特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 追加日程第4 議案第114号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山秀夫生活環境課長。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の8ページをお願いいたします。

議案第114号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成19年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、人事院勧告並びに人事異動に伴う、1名減によるものでございまして、歳入・歳出予算の総額には変更ないものでございます。

2ページの歳出でお願いしたいと思います。

款1の土木費。項1の都市計画費。これにつきましては、人事管理経費でございまして、402万円を減ずるものでございます。

公債費につきましては、財源の変更によるものでございます。

予備費につきましては、人事管理経費を相殺したものでございます。

したがって、補正額は0で、計8億9,560万3,000円としたものでございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第114号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第114号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長（内堀千恵子君） 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 12月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦

労さまでした。

本議会にご提案をさせていただきましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

事業の執行にあたりましては、特に急がれている台風9号による災害復旧への対応など、町民生活最優先の立場で誠心誠意、職員ともども一丸となって進めさせていただきます。

また、議員の皆さまから、本議会の中でいただきました貴重なご意見やご提案、またご批判に、真摯に耳を傾けて今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。今後とも町行政に対するご支援、ご協力をいただきますよう、切にお願いを申し上げますとともに、年末を迎えて何かとお忙しい時期でもありますので、健康に十分ご留意いただきまして、議員の皆さまにとっても、また町民の皆さまにとっても、明るく爽やかな新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

大変どうもご苦労さまでした。

- - - 閉 会 - - -

○議長（内堀千恵子君） これにて平成19年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変にご苦労さまでした。

閉 会 午前11時47分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員